

26 年度診療報酬改定 FAX ニュース②

大阪府保険医協会

2026 年 5 月 30 日

「キャンセル料」の解釈示される — 選定療養の「予約に基づく診察」のみが対象 —

2026 年度診療報酬改定において、「予約に基づく診察の患者都合によるキャンセル料」が実費徴収可能な費用として明示されました。

5 月 29 日、これについての訂正通知及び疑義解釈が発出され、選定療養における「予約に基づく診察」のみが対象であることが示されました。

【予約に基づく診察の患者都合によるキャンセル料】

問 1 療養の給付と直接関係ないサービスとして「予約に基づく診察の患者都合によるキャンセル料」が追加されたが、これは選定療養における「予約に基づく診察」において、当該診察日の直前に患者都合で予約がキャンセルされた場合に限り、患者から費用の徴収が認められたということか。

(答) そのとおり。

厚生労働省保険局医療課「療養の給付と直接関係ないサービス等の取扱いに関する疑義解釈資料の送付について」(2026 年 5 月 29 日)

※選定療養については、『保険診療の手引』2024 年 6 月版 21 ページ～34 ページをご参照ください。(「予約に基づく診察」は 26 ページ～27 ページに記載)

今回、キャンセル料が徴収可能となったのは、選定療養の「予約に基づく診察」【要届出】において、予約料を徴収している場合の直前のキャンセルに限られます。

予約制の医療機関であっても、選定療養の「予約に基づく診察」の届出をしていない医療機関では、キャンセル料の徴収はできませんので、ご注意ください。

大阪府保険医協会

〒556-0021 大阪市浪速区幸町 2-2-20-401 TEL 06-6568-7721 FAX 06-6568-2389